

損害賠償及び和解に関する件

平成27年（2015年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市西区在住者

2 事故の概要

平成25年8月27日、札幌市西区発寒15条2丁目において、市立中学校のグラウンドの排水能力が不足していたことにより当該グラウンドから流れ出た雨水が、相手方所有の建物に流入し、当該建物が損傷した。

3 損害賠償の額

1,976,184円

(理由)

本市の施設設置瑕疵に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。